

都市計画税の使いみちについて

都市計画税は、街路事業や下水道事業などの都市計画事業に要する費用に充てるための目的税です。

下の表のように、街路事業や下水道事業などのほか、これらを実施するために借り入れた地方債（市の借入金）の償還（返済）にも使われています。

なお、都市計画事業の財源には、国・県支出金や地方債のほか、都市計画税以外の市税などの一般財源も使われています。

都市計画税の使途の状況（平成２９年度決算）

区 分		決 算 額(千円)	構成比(%)
事業費等内訳	街路事業	８７３，５６４	１３．３
	公園事業	８０，６９８	１．２
	下水道事業	８５６，３２８	１３．１
	市街地開発事業	５３９，５８７	８．３
	地方債償還額	４，１９９，００１	６４．１
事業費合計		６，５４９，１７８	１００．０
財源内訳	地方債	５７１，５００	８．７
	国・県支出金	６２４，１２９	９．６
	負担金その他	２，０００	０．０
	都市計画税	３，４００，１４２	５１．９
	市税など一般財源	１，９５１，４０７	２９．８
財源合計		６，５４９，１７８	１００．０